

大槌町地域防災計画修正の概要

1 大槌町地域防災計画の修正の経緯について

(1) 国の防災基本計画の修正

昨年5月に開催された国の中央防災会議において、防災基本計画が修正

(2) 岩手県地域防災計画の修正

本年3月に開催された岩手県防災会議において、災害予防及び災害応急対策等の充実・強化に向けた県地域防災計画が修正

2 岩手県が修正した主な内容（大槌町地域防災計画に関わるもの）

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」の修正に伴う修正

（地震・津波対策編）

- (1) 令和4年9月30日に、国の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下、「基本計画」という。）」の修正に伴う「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（以下、「推進計画」という。）」の修正
- (2) 県の推進計画は、地域防災計画「地震・津波対策編」が兼ねているため、国の基本計画の修正に伴って「地震・津波対策編」が全般的に修正

3 町が修正した主な内容

(1) 岩手県地域防災計画に合わせた修正

ア 岩手県が修正した内容で、大槌町地域防災計画に関わるものについて修正した。

イ 上記推進計画修正が主体で、その他県が修正したトンガ諸島の火山噴火による潮位変化などの内容は昨年度修正済み

(2) 当町の課題解決のために修正するもの

津波時の車避難（本編）

原則徒歩避難とするが、次の場合は自動車での避難を容認する。

- ① 徒歩での避難が困難な避難行動要支援とその支援者については、自動車避難を容認する。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策やペットとの避難などを理由に、やむを得ず自動車での避難する場合は交通渋滞を回避するため、大槌川及び小鍬川の上流にある避難施設（多目的広場：旧金沢小校庭、リサイクルセンター隣仮設住宅跡地：西側）に限り、自動車避難を容認する。

(3) 現状を踏まえた修正

ア 大槌町津波避難計画との整合

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型計画の推進計画について、町の現状を踏まえた修正

「第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」を追記し、当面の事業計画として、津波避難施設の整備事業（大ケロ地区1カ所）を記載

ウ 県本部長の指定緊急輸送道路と重複しない緊急輸送道路の指定（本編）

(4) 防災委員の意見照会を反映した修正

ア 土砂災害警戒情報の補足情報（本編）

イ 大槌町の浸水避難想定区域の記載内容の修正（本編 地下街、大規模工場等）

ウ 土砂災害警戒情報の発表の内容

「県の土砂災害警戒情報の補足情報」と「土砂キキクル」の判断基準などの明確化

エ その他、県防災計画改定後(R5.3以降)の修正について

（本編、風水害、地震・津波編）

- ・ 用語の定義（風水害対策編）を岩手県水防計画に整合
- ・ 「地震動の警報及び地震情報の種類」で長期地震階級の用語を用いた表現に修正
- ・ 「気象情報の発表・解除判断基準」や「土砂災害警戒情報の解除基準」など、県の修正以降に改められた記載内容を盛岡地方気象台の意見から修正